

職員定数に関する資料

- ・現行行革プランの職員数関係部分 (p. 2～4)
- ・職員数の推移等 (p. 5～8)
- ・知事部局年齢別職員数 (p. 9)
- ・地域支援企画員、地域産業振興監について (p. 10～13)
- ・県幹部職員の主な意見 (p. 14)

<全国都道府県との比較>

- ・部門別職員数 (p. 15)
- ・人件費の状況 (p. 16)
- ・超過勤務と年次休暇の状況 (p. 17)
- ・市町村への権限移譲の状況 (p. 18)

<参考資料>

- ・知事部局の行政組織・所掌事務および職員数 (別添 資料 4)

(2) 職員数の適正化

県の職員数は、教員や警察官を含めて15,572人(平成17年4月1日現在)です。行政の簡素化や効率化を推進し、行政コストを節減するには、その大きな要因である職員数の適正な管理が欠かせません。人件費は行政の主要なコストであり、限られた財源の中で事業費と人件費の適正なバランスをとっていく必要があります。

平成19年度以降のいわゆる「団塊の世代」の大量退職を踏まえ、また、将来にわたる職員の年齢構成も考慮して採用の平準化を図りながら、職員数を削減していきます。

これからの職員数適正化の目標は、次のとおりです。

① 平成22年4月までに知事部局を3,400人体制にする。

(平成17年から5年間で14.4%、約570人削減)

② 平成22年4月までに県職員数を教員、警察官を含めて約14,200人にする。

(平成17年から5年間で8.8%、約1,360人削減)

③ 平成22年度以降も継続して職員数の削減を行い、今後10年以内には知事部局を3,000人体制にするように努める。

④ 臨時的任用職員及び非常勤職員についても、大幅に削減する。

(中 略)

■ 職員数削減の具体的方針

以上のような状況を踏まえ、今後さらに簡素で効率的な行財政運営の体制を確立するため、次の事項に取り組みながら、積極的に職員数の適正化を進めます。

- (ア) 業務の大幅な外部委託(アウトソーシング)
- (イ) 県の役割の見直しによる事務事業の廃止又は縮小
- (ウ) 情報通信技術の活用や総務事務の集中処理などによる業務の効率化
- (エ) 本庁課室及び出先機関の統廃合
- (オ) 組織のフラット化(中間職の削減)の推進
- (カ) チーフ制の活用など、業務の繁閑に合わせた弾力的な職員配置
- (キ) 公社等外郭団体への派遣職員の引き揚げ
- (ク) 新規採用の抑制
- (ケ) 早期勸奨退職制度の活用

◎ 一般行政部門(知事部局ほか)

- ・ 知事部局では、平成15年9月に策定した「県政の経営方針」に基づき、平成15年度から平成20年度までに職員数を10%削減することを目標に掲げ、職員数の適正化を着実に進めています(平成20年4月1日時点の目標:3,700人体制)。

しかし厳しい財政状況を踏まえ、今後さらに上記(ア)から(ケ)の事項に取り組むことにより、現在の計画を大幅に上回る職員数を削減し、平成22年4月までに3,400人体制にします。

【新たな職員数適正化計画】

- [計画期間] 平成17年4月1日～平成22年4月1日(5年間)
- [基準人数] 3,972人(平成17年4月1日現在:他団体への派遣職員を含む。)
- [削減目標] ▲572人(▲14.4%)
平成22年4月1日の知事部局職員数の目標:3,400人

- ・ また、平成 22 年度以降も継続して職員数の削減に取り組み、**今後 10 年以内には知事部局を 3,000 人体制**にすることを目標とします。
- ・ 公用車の運転、道路維持補修、福祉施設の調理などの現業業務はすべてアウトソーシング又は廃止することとし、将来的に技能職を廃止します。なお、現業業務に携わる技能職員は、行政職への転職を行っていきます。
- ・ 議会事務局及び各種委員会においても、総務事務の集中処理など、業務執行体制を見直すことにより、職員数の適正化を図ります。

◎ 教育部門

- ・ 公立学校については今後、児童生徒数の減少に伴い、学校及び学級数の減少が見込まれます。一方、30 人学級の実施など国の基準以上に充実した教育環境を確保するためには、県が独自に一定数の教員を配置しなければなりません。こうしたことから、法令の算定ルールや県の財政状況等を踏まえて、教職員数を適正に管理していきます。
 なお、少子化や都市部への人口の集中化が進む中、中山間地域を中心に過小規模校が増加していくことが予想されますが、子どもたちの「生きる力」を育むための教育環境として「望ましい学級規模」を考えると、小中学校の統廃合は真剣に検討すべき課題です。統廃合の判断は市町村が行うこととなりますが、今後、保護者や住民の方々を交え、子どもがよりよく育つ学校環境のあり方について議論を進め、その意向をもとに、望ましい学校規模や学級規模の実現に努めます。
- ・ 教育委員会事務局においては、知事部局に準じて総務事務の集中処理など業務を効率化することにより、職員数の削減に取り組みます。
- ・ 県立大学については、現在、県立大学改革検討委員会の提言に基づき、既存学部の拡充や平成 22 年度を目途に社会科学系学部の新設等の議論を進めており、教職員の増加が見込まれます。

◎ 警察部門

- ・ 総じて職員数の削減を図る中で、警察官については県民の安全で安心な生活を守るため、政令の配置基準を踏まえて適正な人員を配置します。
- ・ また、警察の事務職員等については、知事部局に準じて業務の効率化を図ること等により、職員数の見直しに取り組みます。

◎ 公営企業等部門

- ・ 企業局においては、一般管理部門の業務の見直しを重点的に実施します。また、原則として退職不補充により、計画的かつ効果的な定員管理に取り組みます。
- ・ 病院局においては、直接医療に従事する部門以外は基本的に外部委託化を図るとともに、患者数の動向に応じた病床数の見直しなどにより、職員数の適正化を図ります。

■ 職員数適正化の目標（まとめ）

以上のとおり職員数の適正化に取り組み、平成17年4月1日から平成22年4月1日の5年間で、総職員数の8.8%の純減を目指します。

知事部局
目標達成まで87人

[高知県職員数適正化計画]

部 門	H17.4.1 職員数	5年間の 退職者数 見込み	H22.4.1 職員数 見込み	H17-H22の純減目標		H21.4.1 実績	H21-H17
				増減数	増減率		
(知事部局)	(3,972人)	(646人)	(3,400人)	(▲572人)	(▲14.4%)	(3,487)	(▲485)
一般行政部門	4,043人	661人	3,471人	▲572人	▲14.1%	3,562	▲481
教育部門	8,897人	796人	8,148人	▲749人	▲8.4%	8,246	▲651
警察部門	1,875人	272人	1,855人	▲20人	▲1.1%	1,867	▲8
公営企業等	757人	44人	735人	▲22人	▲2.9%	726	▲31
合 計	15,572人	1,773人	14,209人	▲1,363人	▲8.8%	14,401	▲1,171

■ その他の取組目標（臨時・非常勤職員の削減等）

知事部局においては、業務のアウトソーシング等を進めながら、臨時的任用職員及び非常勤職員の削減に取り組みます。

また、知事部局以外の行政委員会や公営企業などにおいても、知事部局に準じて、可能な限り臨時的任用職員及び非常勤職員の削減に努めます。

なお、非常勤職員の雇用に関しては、勤務条件や職のあり方を抜本的に見直します。

[知事部局の臨時・非常勤職員の削減目標]

	平成17年度職員数	具体的な削減目標
臨時的任用職員	236人	平成20年4月1日までに約50%（110人）以上削減
非常勤職員	337人	平成20年4月1日までに約30%（100人）以上削減

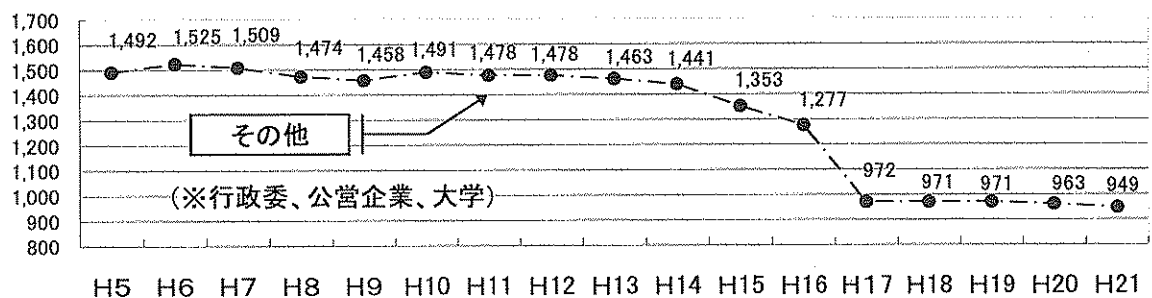
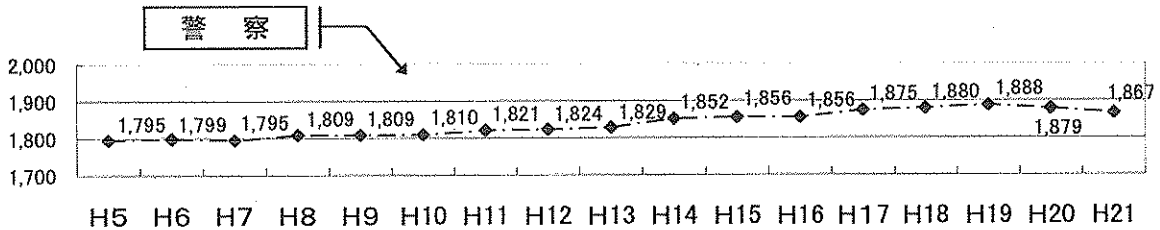
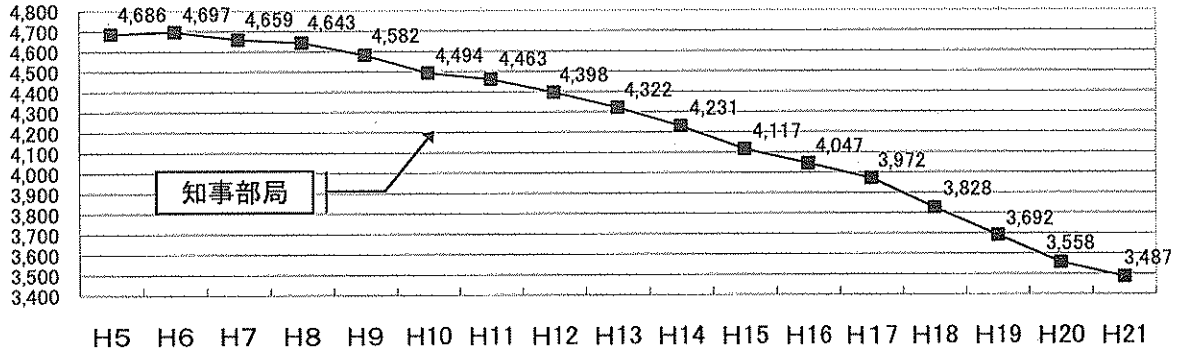
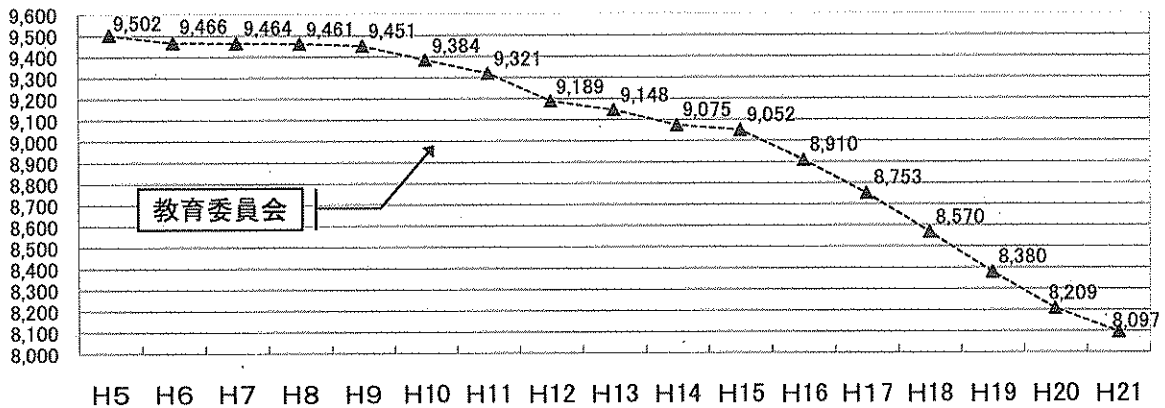
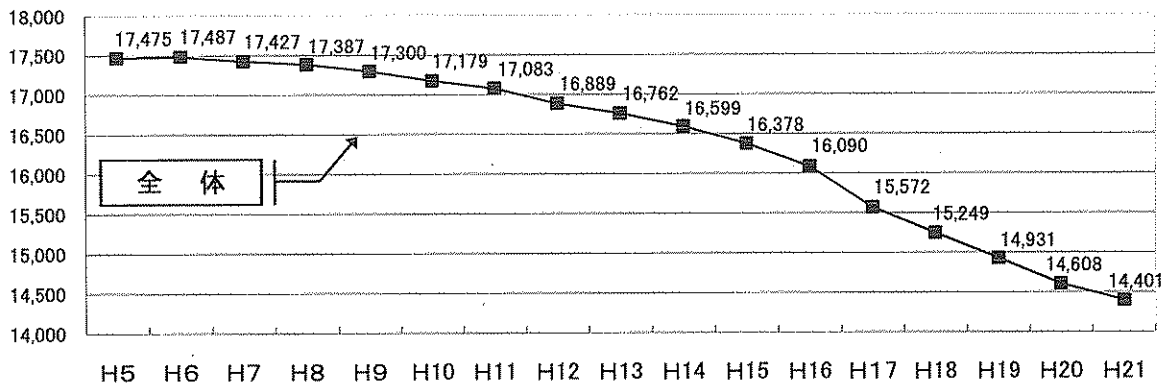
（備考）臨時的任用職員は、正規職員の欠員代替等を除く。

おおむね
目標達成。

職員数の推移

(人)

(各年4月1日現在)

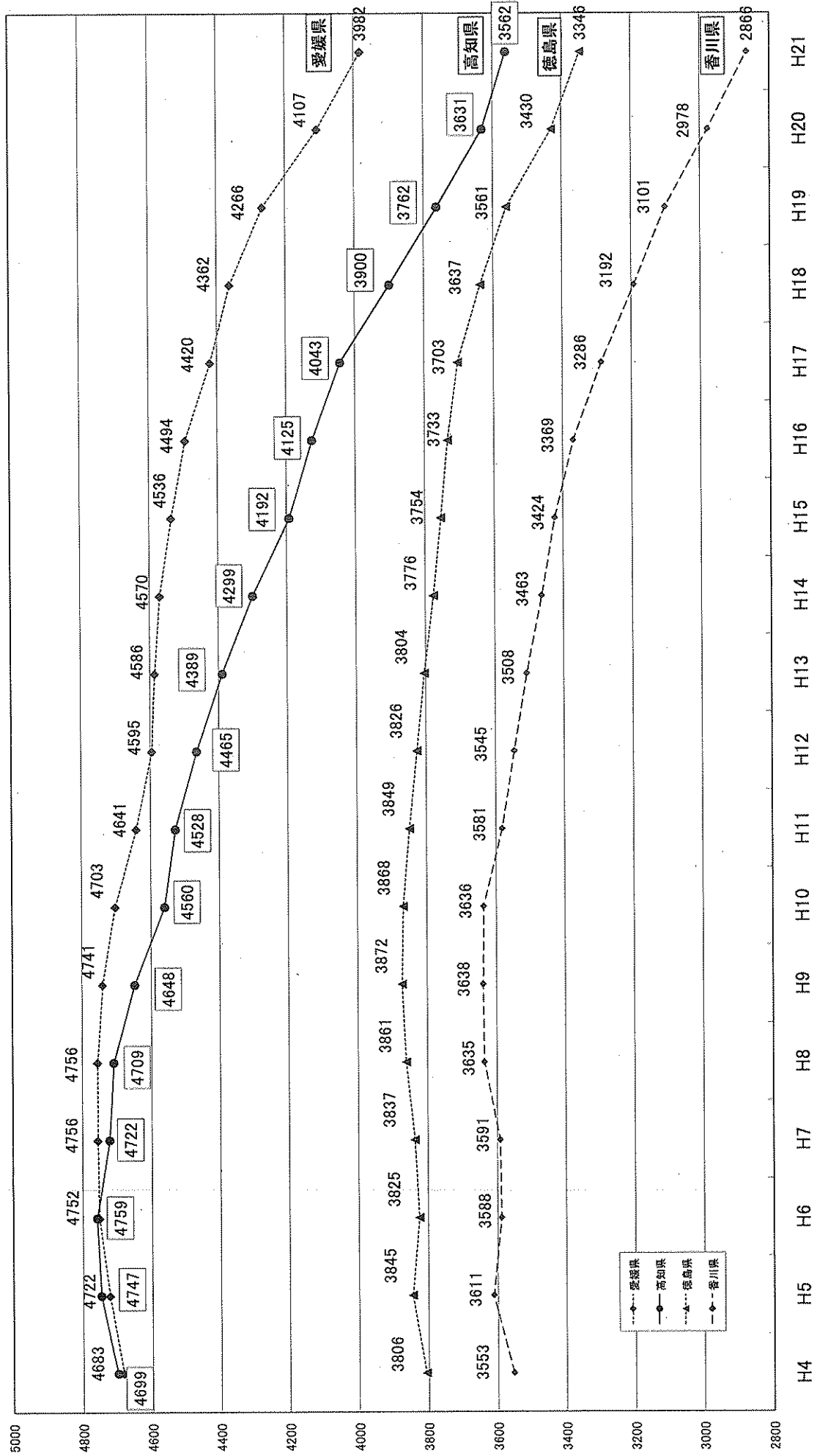


職員数(部門別)の推移

	全体				本庁				出先				
	H11	H16	H21	対H11	H16	H21	対H11	H16	H21	対H11	H16	H21	対H11
議	31	33	30	▲1	33	30	▲1	0	0	0	0	0	0
総務	599	612	606	7	502	504	14	109	102	▲7	110	102	▲8
税務	162	158	157	▲5	28	30	9	141	127	▲14	130	127	▲3
労働	63	63	51	▲12	33	25	▲4	34	26	▲8	30	26	▲4
農林水産	1,211	1,099	966	▲245	372	338	▲41	832	628	▲204	727	628	▲99
商工	189	197	199	10	92	101	4	92	98	6	105	98	▲7
土木	1,156	1,024	800	▲356	263	227	▲22	907	573	▲334	761	573	▲188
民生	557	443	351	▲206	84	119	19	457	232	▲225	359	232	▲127
衛生	560	496	402	▲158	162	156	▲6	420	246	▲174	334	246	▲88
小計	4,528	4,125	3,562	▲966	1,536	1,530	▲6	2,992	2,032	▲960	2,556	2,032	▲524
特別行政	9,463	9,053	8,246	▲1,217	807								
警察	1,821	1,856	1,867	46	11								
小計	11,284	10,909	10,113	▲1,171	796								
病院	1,191	994	667	▲524	327								
下水道	10	1	1	▲9	0								
その他	70	61	58	▲12	▲3								
小計	1,271	1,056	726	▲545	330								
公営企業等													
小計	17,083	16,090	14,401	▲2,682	1,689								
総計													

注) 表中、出先欄の値には、公益法人等への派遣職員と地域支援企画員を含む。
 表の値には、国、他の地方公共団体等への派遣、研修派遣の職員を含む。
 表の値には、病気休職、育児休業、専従等の休職者を含む。

四国4県一般行政部門職員数比較



出典：総務省(自治省)「地方公共団体定員管理調査」

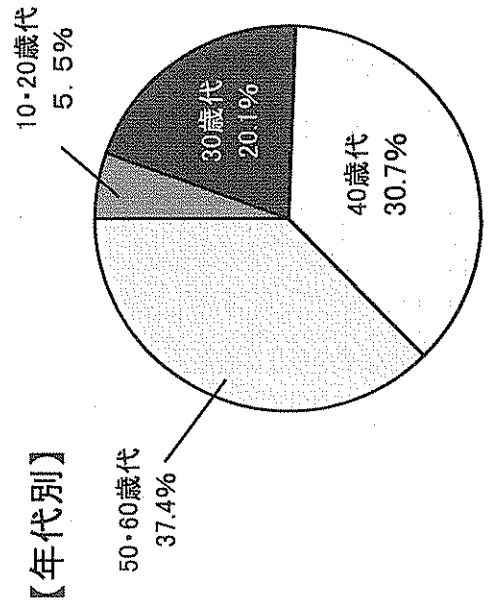
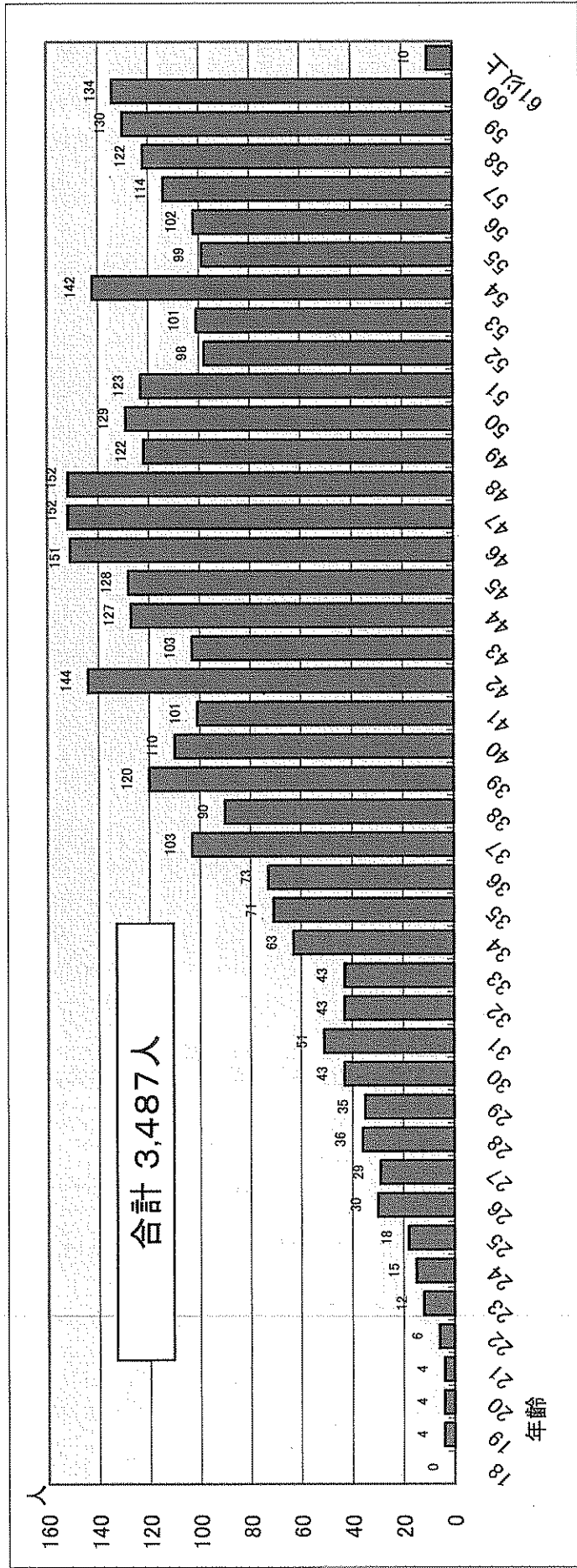
(参考) 四国4県 市町村数の推移

	市町村数の推移				(参考) H21.3.31現在 人口		
	H11.3末	H18.3末	H20.1~	減少率	市	町村	計
徳島県	50 (4市38町8村)	24 (8市15町1村)	←	52.0%	595,954 (74.4%)	204,871 (25.6%)	800,825
香川県	43 (5市38町)	17 (8市9町)	←	60.5%	853,191 (83.9%)	163,349 (16.1%)	1,016,540
愛媛県	70 (12市44町14村)	20 (11市9町)	←	71.4%	1,317,967 (90.0%)	146,340 (10.0%)	1,464,307
高知県	53 (9市25町19村)	35 (11市18町6村)	34 (11市17町6村)	35.8%	620,910 (79.9%)	156,170 (20.1%)	777,080

全 国	3,232 (670市1994町568村)	1,821 (777市846町198村)	<H22.3未予定> 1,753 (783市782町188村)	45.8%	114,103,439 (89.8%)	12,972,744 (10.2%)	127,076,183
-----	--------------------------	-------------------------	---------------------------------------	-------	------------------------	-----------------------	-------------

注) H21.3.31人口下欄の () 書は、市と町村の割合

○知事部局年齢別職員数 (平成21年4月1日在職者を平成21年度末の年齢で区分)



年齢	人数	%	年代	人数	%
~24	45	1.3%	10*	193	5.5%
25~29	148	4.2%	20歳代		
30~34	243	7.0%	30歳代	700	20.1%
35~39	457	13.1%	40歳代		
40~44	585	16.8%	40歳代	1,290	37.0%
45~49	705	20.2%	50*		
50~54	593	17.0%	50*	1,304	37.4%
55~	711	20.4%	60歳代		
合計	3,487	100.0%	合計	3,487	100.0%

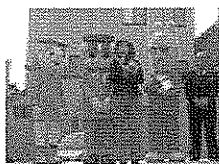
■□■ 地域の元気応援団 ■□■

★★ 新着情報 ★★

- 活動紹介に『地域活性化グループ「虹色の里横島」の地域内外の交流による元気な地域づくり～「新たな公によるコミュニティ創生支援モデル事業」を活用した取組～』を掲載しました!! (H21.9.24up)
- 活動紹介に『「のいち あじさい街道を守る会」の取組』を掲載しました!! (H21.9.24up)
- 活動紹介に『津野町のお宿はあったかいおもてなし～観光交流人口増へ向けた宿ネットの取組み～』を掲載しました!! (H21.9.1up)
- 活動紹介に『全国中学校ヨット選手権大会が香南市夜須町で開催されました』を掲載しました!! (H21.9.1up)
- 活動紹介に『大正中津川「やまびこ会」のふれあい交流活動による地域活性化への取組み』を掲載しました!! (H21.8.26up)
- 活動紹介に『酒蔵を地域づくりの活動拠点に 一日高酒蔵会(旧松岡酒造酒蔵保全活用委員会)の取組み』を掲載しました!! (H21.8.6up)
- 活動紹介に『～こんな地域活動がある～ ●四万十市商店街振興組合連合会女性部 通称:「四万十玉姫の会」』を掲載しました!! (H21.8.6up)
- 活動紹介に『土佐「武田勝頼落人伝説」での地域活性化の取組紹介～風林火山 よみがえれ武田勝頼～』を掲載しました!! (H21.3.31up)



地域支援企画員は、土木や農業といった部門ごとに配置された県の出先機関に属さない職員で、縦割りの組織に縛られず、職員の自由な発想で自主的に活動しています。



<役割>

市町村と連携しながら、実際に地域に入って、住民の皆様と同じ目線で考え、住民の皆様とともに活動することを基本に、地域の自立につながるよう、

1. 主体的な住民の皆様の活動に対するアドバイス
2. 先進的な事例の情報提供
3. 人と人をつなぐ
4. 行政とのパイプ役 など

それぞれの地域の実情や要望に応じた活動を行っています。



メニュー >>>>

- [地域支援企画員が関わっている地域の皆さんの活動の紹介\(地域支援企画員からの報告\)](#)
- [地域支援企画員とは](#)
- [地域支援企画員の紹介](#)
 - [総括の紹介](#)
 - [地域支援企画員一覧](#)
- [地域支援企画員活動事例集\(平成19年2月\)\(pdfファイル 199KB\)](#)

平成21年度地域支援企画員の活動内容

～産業振興計画の実行を含めた、新たな地域支援企画員の業務について～

■地域支援企画員制度の変遷

平成15年度 地域の元気応援団長として、7名を県内各地域に配置

平成16年度 上記7名を総括とし、総勢50名を配置

平成17～20年度 総括12名を含む、総勢60名を配置

平成21年度 総括12名を含む、総勢54名を配置

(ほか地域産業振興監6名を配置)

■地域支援企画員総括(12名)

これまで、担当ブロック内の地域支援企画員の総合的なサポートやコーディネートなどを行うとともに、自らも企画員として対応する、いわばプレイングマネージャーとしての役割を果たしてきた。

平成21年度からは、産業振興計画の実行に、さらに重点的に携わることになり、新たに設置される、地域産業振興監を補佐して、地域アクションプランの実行や見直しについて、各ブロック内の県出先機関や市町村、民間団体などとの協議の場づくり等の調整に取り組む。

(主な活動)

- ・アクションプランの実行、進捗管理、見直し等
(地域産業振興監の補佐、資料作成、取りまとめ等)
- ・地域支援企画員の活動支援
(活動全般の現場支援、アクションプラン関連は総括が全面的にリード)

■地域支援企画員(42名)

市町村と連携しながら、実際に地域に入って課題やニーズを把握し、地域のそれぞれの課題を解決しようとする住民の皆様の多様な活動を支援する。

基本的な役割としては、

- ① 住民の皆様の主体的な活動に対するアドバイス、
- ② 先進的な事例などの情報提供、
- ③ 人と人をつなぐ
- ④ 行政とのパイプ役(県行政に対しては、「地域の声や情報を把握し、県の政策立案に地域発で貢献する」「県の施策等を地域に伝え、実行を支援する」)などを担う。

(主な活動)

- ・地域アクションプランに盛り込んだ個々の取り組みの支援、新たに盛り込む取り組みの育成
- ・南海地震等に備えた自主防災組織づくりや勉強会活動等への応援
- ・集落で住民が楽しく集える場づくりや子育て支援など地域で支え合う活動への応援
- ・グリーンツーリズムの体験メニューづくり、運営の仕組みづくりなどへの応援
- ・商店街の活性化や住民グループ活動などのまちづくりへの応援
- ・県外からの移住者の組織の立ち上げ支援と空家等の掘り起こし

*地域支援企画員が関わる取り組みの中には、産業と直接結びつかないものもあるが、こうした取り組みを一過性のものに終わらせず、出来れば、小さいながらも何らかの雇用や収入につなげていく。

地域産業振興監について

(21.10.2 計画推進課)

1. 地域産業振興監の位置づけ

- 副部長と同等の職として、高知市を除く6地域に駐在(高知市は、産業振興部の副部長がその役を担う)。
- 地域ごとに関係出先機関や地域支援企画員等で組織する産業振興推進地域本部の地域本部長であり、かつ、高知県産業振興推進本部の本部員である。

2. 地域産業振興監の職務

- 所管する地域の産業振興計画の推進及び地域振興(地域づくり支援)に関する事務を統括する(※1)とともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する(※2)。
- (※1)ブロック内における計画全般の推進・総合調整の要。本部制のもと、地域本部長として管内の計画全般の総合調整、推進にあたる。また、アクションプランだけでなく、各分野の成長戦略の改訂にも関与する。
- (※2)直接的には管内の地域支援企画員を指揮監督。管内出先機関職員には地域本部長として指揮。

○具体的な所掌事務

所管地域における、

- ・産業振興計画のマネジメント(地域アクションプランの実行及び進捗管理等)
- ・住民説明会の開催など、地域住民の参加意識の醸成
- ・産業振興推進のための総合補助金、元気の出る市町村総合補助金の執行
- ・地域情報の収集
- ・地域づくり支援業務

等

地域産業振興監等の配置図

仁淀川地域

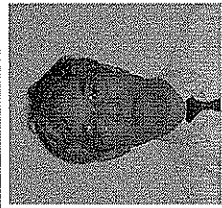
にしお けんいち
氏名：**西尾 健一**

〒781-1102

所在地：土佐市高岡町乙3229
土佐合同庁舎1F

携帯電話：090-5270-2820

電話番号：088-852-7256



嶺北地域

やました としまさ

氏名：**山下 敏正**

〒781-3601

所在地：長岡郡本山町本山946-6
中央東土木本山事務所1F

携帯電話：090-5276-1077

電話番号：0887-70-1015

F A X：0887-70-1016



高幡地域

おかもと ひろみつ
氏名：**岡元 廣光**

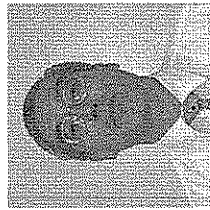
〒785-8576

所在地：須崎市西古市町1-24
須崎総合庁舎3F

携帯電話：090-5919-4922

電話番号：0889-40-0205

F A X：0889-40-0206



幡多

たけうち たかゆき
氏名：**武内 孝幸**

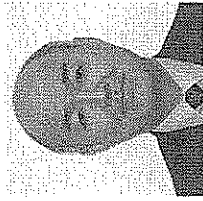
〒787-0028

所在地：四万十市中村山手通19
幡多総合庁舎3F

携帯電話：090-9556-7255

電話番号：0880-35-8616

F A X：0880-35-8617



高幡

おかざき じゅんこ
氏名：**岡崎 順子**

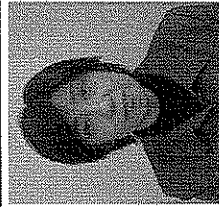
〒780-8570

所在地：高知市丸の内1丁目2-20
高知県庁産業振興推進部内

電話番号：088-823-9918

F A X：088-823-9255

●高知市地域においては産業振興推進部副部長が地域産業振興監の業務に従事



物部川地域

ぬたはら みのる
氏名：**奴田原 稔**

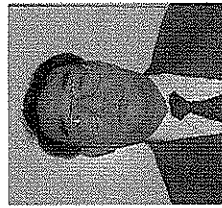
〒782-0012

所在地：香美市土佐山田町加茂777
香美農林合同庁舎1F

携帯電話：090-5919-0613

電話番号：0887-57-0015

F A X：0887-57-0016



安芸地域

にしお ただひろ
氏名：**西尾 忠弘**

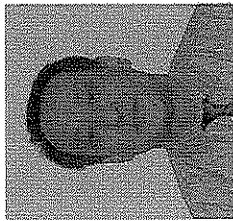
〒784-0001

所在地：安芸市矢ノ丸1-4-36
安芸総合庁舎2F

携帯電話：090-5140-1509

電話番号：0887-34-1270

F A X：0887-34-1271



嶺北

物部川

高知市

仁淀川

高幡

幡多

高幡

幡多

高幡

幡多

県幹部職員の主な意見（職員定数について）

3,400人以後の職員定数をどう考えるか。

⇒ 「さらに削減できる」

- ・削減の手綱を緩めるわけにはいかない。スリム化を行っていく基本姿勢が大切。経済が好転する保障はない。
- ・県の人口も減り、税金を払ってくれる人が減っている中では、職員数を削減する努力をしなければならない。
- ・3,400人より少なくできることは間違いない。本庁は厳しいが出先はまだ削減できる。

⇒ 「これ以上削減は困難」

- ・感覚だが、これ以上はしんどいと思う。日々の仕事を片付けることに精一杯で余裕がない。
- ・産業振興計画に関わる取組もあり、これ以上の削減は苦しい。
- ・これまでの職員数の削減は数字ありきで進んでいるのではないか。削減のスピードが速かった印象。
- ・市町村の面倒を見なければならない高知県の場合、市町村に関わる業務が多い。中山間地域が多いことなど、行政投資に費用が必要だということを踏まえた上で議論をしていかないといけない。
- ・今の仕事のやり方では、職員数が足りない。

⇒ 「その他」

- ・3,400人体制以降の職員数について、判断する根拠を持っていない。仕事のやり方をどうするか、業務の何を減らすのかを示すことが大切。
- ・3,400人体制だけは絶対に守ってもらいたい。行革プランでこれだけは超えてはいけないという宣言をすべき。この中でやりくりをしていく。
- ・削減目標は大事だが、産振計画等いろいろ動いているので、目標達成期限を延ばす作業が必要ではないか。

類似団体別・部門別職員数の比較

(10県：青森・岩手・秋田・山形・鳥取・島根・徳島・高知・大分・宮崎)

部門名	指標項目	対指標職員数 (H21.4.1)			
		全国平均	類似県平均	高知県	順位 (類似10県中)
一般行政部門 全体	人口10万人当たり	195.7人	367人	458.4人	3番目
	面積100km ² 当たり	65.8人	46.7人	50.1人	5番目 ★
議会部門	議員定数1人当たり	0.67人	0.67人	0.77人	1番目
総務部門	一般行政部門職員数に占める総務部門の割合	16.4%	16.7%	17.0%	5番目
税務部門	人口10万人当たり	13.9人	16.1人	20.2人	1番目
民生・衛生部門	人口10万人当たり	48.2人	78人	96.9人	3番目
	中核市を除く人口10万人当たり	—	97.9人	172.3人	1番目
	町村人口10万人当たり	472.0人	409.7人	482.2人	5番目
商工・労働部門	第2次・第3次産業就業者10万人当たり	31.4人	62.3人	78.4人	1番目
農業部門	農家100戸当たり	1.4人	1.5人	1.8人	1番目
林業部門	民有林1000ha当たり	5.5人	4.4人	4.7人	5番目 ★
水産業部門	漁業経営体100戸当たり	5.2人	5.3人	5.5人	6番目
土木部門	普通建設事業費1億円当たり	1.4人	1.6人	2.2人	1番目
	道路延長10km当たり	3.1人	2.3人	2.5人	5番目 ★

注)・類似団体：人口密度が低い道県のうち、人口150万人超を除く10県を選出

・順位は類似10県中、指標当たりの職員数が多い順

・職員数は平成21年4月1日現員数 (総務省定員管理調査)

・土木部門はトータルの職員数で算出しており、港湾、建築等を含み、農林土木を除く。

・普通建設事業費については、土木部以外の事業費も含む。

★＝高知県の職員数が全国平均より少ないもの

平成19年度普通会計決算における人件費の状況

都道府県名	歳出合計	人件費	人件費率	順位
	百万円	百万円		
1 北海道	2,548,509	694,498	27.3%	43
2 青森県	700,667	208,144	29.7%	38
3 岩手県	669,438	199,898	29.9%	37
4 宮城県	770,454	282,607	36.7%	8
5 秋田県	608,310	165,982	27.3%	42
6 山形県	561,328	175,776	31.3%	31
7 福島県	820,744	278,938	34.0%	14
8 茨城県	1,007,954	340,176	33.7%	15
9 栃木県	738,707	243,932	33.0%	21
10 群馬県	753,235	241,873	32.1%	28
11 埼玉県	1,534,460	664,473	43.3%	2
12 千葉県	1,445,082	609,256	42.2%	3
13 東京都	6,901,684	1,634,597	23.7%	47
14 神奈川県	1,765,094	819,629	46.4%	1
15 新潟県	1,308,286	314,808	24.1%	46
16 富山県	500,255	150,849	30.2%	35
17 石川県	595,059	161,003	27.1%	44
18 福井県	456,847	130,002	28.5%	40
19 山梨県	438,494	133,557	30.5%	34
20 長野県	829,209	274,784	33.1%	20
21 岐阜県	754,578	250,437	33.2%	18
22 静岡県	1,109,540	399,795	36.0%	10
23 愛知県	2,192,848	767,851	35.0%	12
24 三重県	650,925	242,404	37.2%	6
25 滋賀県	483,203	178,926	37.0%	7

都道府県名	歳出合計	人件費	人件費率	順位
	百万円	百万円		
26 京都府	820,945	322,541	39.3%	4
27 大阪府	2,761,741	920,240	33.3%	17
28 兵庫県	1,986,665	645,158	32.5%	24
29 奈良県	443,468	170,058	38.3%	5
30 和歌山県	495,365	166,652	33.6%	16
31 鳥取県	336,805	100,044	29.7%	39
32 島根県	514,185	128,316	25.0%	45
33 岡山県	731,993	237,895	32.5%	23
34 広島県	939,145	319,859	34.1%	13
35 山口県	685,843	205,781	30.0%	36
36 徳島県	468,737	132,977	28.4%	41
37 香川県	429,235	133,641	31.1%	32
38 愛媛県	591,626	190,709	32.2%	26
39 高知県	421,789	136,466	32.4%	25
40 福岡県	1,459,061	534,715	36.6%	9
41 佐賀県	405,609	132,094	32.6%	22
42 長崎県	655,840	217,391	33.1%	19
43 熊本県	730,855	232,031	31.7%	29
44 大分県	564,707	178,795	31.7%	30
45 宮崎県	537,751	163,969	30.5%	33
46 鹿児島県	792,003	254,957	32.2%	27
47 沖縄県	570,021	203,486	35.7%	11
合計	30,144,911	15,291,973	50.7%	

注)人件費には、普通建設事業費及び災害復旧事業分を含む。

超過勤務・年次休暇の状況

	職員1人当たり1月超過勤務時間数 (知事部局)								年次休暇の平均使用日数について					
	平成19年度				平成20年度				平成19年			平成20年		
	本庁	出先	計	順位	本庁	出先	計	順位	平均日数	順位	消化率	平均日数	順位	消化率
1 北海道	-	-	4.4	45	-	-	4.3	44	12.0	15	29.0	11.8	17	29.6
2 青森	14.1	8.3	10.3	21	15.7	8.6	11.1	14	11.8	20	30.0	11.5	22	29.4
3 岩手	12.2	6.4	8.1	36	15.1	7.9	10.1	19	12.0	15	30.0	11.7	18	29.9
4 宮城	-	-	7.4	40	-	-	6.7	40	12.1	13	31.3	11.8	15	30.5
5 秋田	9.5	7.1	7.8	37	9.1	6.5	7.3	37	11.3	27	29.0	11.3	27	29.5
6 山形	16.9	5.9	8.8	29	18.7	6.7	10.0	21	12.3	11	31.0	11.4	24	28.6
7 福島	14.1	7.7	9.5	25	15.0	7.5	9.6	24	10.4	40	26.1	10.2	41	25.9
8 茨城	14.8	6.6	9.5	25	14.4	6.4	9.1	29	11.3	27	36.6	11.3	28	36.7
9 栃木	15.7	8.2	10.5	19	15.6	8.2	10.4	18	11.1	34	28.5	11.4	26	29.1
10 群馬	15.0	8.0	10.6	18	13.7	7.3	9.7	23	11.4	26	28.6	11.0	36	27.5
11 埼玉	14.0	6.7	9.2	27	14.1	6.5	9.1	29	13.2	9	33.4	12.4	11	32.2
12 千葉	9.6	4.9	6.4	41	9.1	4.7	6.2	42	11.3	27	28.9	11.2	31	28.6
13 東京	19.6	4.0	7.5	39	21.3	4.5	8.3	35	15.2	1	40.4	14.7	2	40.2
14 神奈川	22.0	8.0	13.0	10	22.0	8.0	13.0	9	11.8	20	31.0	11.2	33	29.6
15 新潟	24.7	8.5	13.5	6	19.7	6.7	10.9	16	11.7	23	30.0	12.2	12	31.0
16 富山	18.5	7.3	10.9	14	19.1	8.5	12.0	12	10.9	35	27.9	10.4	39	26.9
17 石川	20.6	9.7	13.1	8	20.4	9.0	12.6	10	8.6	47	22.2	8.6	46	21.8
18 福井	18.3	9.6	13.1	8	18.8	10.8	14.0	6	9.3	43	24.0	8.9	45	22.5
19 山梨	13.2	6.4	8.3	33	13.0	6.7	8.5	32	8.7	46	22.6	8.3	47	22.7
20 長野	12.3	6.1	7.6	38	11.2	5.3	6.8	38	10.0	41	25.5	9.9	44	25.4
21 岐阜	-	-	-	-	-	-	-	-	9.7	42	25.8	10.1	43	26.0
22 静岡	16.2	12.3	13.4	7	17.0	13.1	14.2	4	10.6	38	24.7	11.9	13	30.2
23 愛知	-	-	-	-	-	-	-	-	13.1	10	32.8	12.7	9	31.8
24 三重	17.6	13.3	14.9	2	19.2	14.0	16.0	3	13.7	6	35.8	13.4	5	34.6
25 滋賀	-	-	17.2	1	-	-	17.0	1	12.0	15	30.5	11.9	14	30.4
26 京都	15.9	6.4	8.7	31	15.9	6.0	9.2	28	11.5	24	29.7	11.2	32	28.7
27 大阪	14.2	8.1	10.9	14	15.8	7.5	11.1	14	14.1	3	37.7	13.4	4	36.4
28 兵庫	15.7	8.8	12.2	12	14.4	7.7	10.9	16	12.1	13	31.8	11.5	20	30.7
29 奈良	14.8	10.2	11.8	13	15.7	10.3	12.1	11	9.1	44	26.0	10.1	42	28.9
30 和歌山	12.4	8.0	9.7	24	12.9	8.4	10.1	19	11.3	27	29.0	11.0	35	28.4
31 鳥取	20.0	10.6	14.2	3	20.5	12.5	16.1	2	11.2	32	29.0	10.8	37	28.4
32 島根	10.7	7.2	8.4	32	11.4	7.2	8.7	31	10.8	36	27.9	11.4	25	29.2
33 岡山	20.4	6.5	10.9	14	18.0	6.1	9.9	22	11.2	33	28.6	11.2	30	28.7
34 広島	16.6	6.2	9.8	23	15.3	6.1	9.4	27	15.0	2	38.7	14.7	1	38.2
35 山口	21.3	10.5	13.8	5	21.7	10.6	14.2	4	13.9	4	35.2	13.7	3	34.4
36 徳島	16.1	6.4	10.4	20	12.1	5.7	9.6	24	11.9	18	30.7	11.5	19	29.8
37 香川	7.6	3.5	5.2	44	8.9	3.7	5.8	43	10.6	38	26.8	10.4	40	26.6
38 愛媛	23.2	9.4	13.9	4	22.1	9.9	13.9	7	8.8	45	22.0	10.8	38	27.3
39 高知	9.2	3.4	5.8	43	11.6	3.4	6.8	38	13.3	7	34.6	13.0	7	33.6
40 福岡	18.4	4.6	8.9	28	16.8	4.6	8.5	32	13.3	7	34.1	12.5	10	32.3
41 佐賀	17.6	6.8	10.9	14	17.9	6.9	11.3	13	10.8	36	27.4	11.3	29	28.7
42 長崎	13.3	6.0	8.8	29	-	-	-	-	11.9	18	30.3	11.5	23	29.4
43 熊本	10.8	6.5	8.2	34	10.5	5.8	7.7	36	12.3	11	31.0	12.8	8	32.7
44 大分	16.9	10.5	12.8	11	17.2	10.9	13.3	8	11.5	24	29.3	11.5	21	29.6
45 宮崎	13.5	7.9	10.1	22	12.7	7.6	9.6	24	11.3	27	29.0	11.2	34	28.6
46 鹿児島	9.6	4.3	6.1	42	10.0	4.5	6.4	41	11.8	20	29.8	11.8	16	30.0
47 沖縄	11.3	5.9	8.2	34	11.0	6.5	8.5	32	13.8	5	35.8	13.2	6	34.4
	15.4	7.4	10.1		15.1	7.4	10.0		全国平均	平成20年	11.8日			
	※数値計上県の単純平均値									平成19年	12.0日			
									平成18年	11.8日				
									平成17年	11.8日				

都道府県から市町村への権限移譲 ～ 条例による事務処理特例制度の活用状況 ～

(H20.4.1現在)

分野	対象法律数	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
まちづくり	計 43法律 (都道府県平均約10法律)	16	14	14	11	12	6	10	6	13	8	19	11	12	13	15	9	4	13	8	9	15	20	9	5	9	6	7	12	6	5	9	8	12	15	19	11	4	13	1	2	10	10	8	7	10	9	1
福祉・保健	計 34法律 (都道府県平均約7法律)	12	1	12	9	12	2	13	3	6	0	13	8	13	13	11	8	0	3	3	13	6	13	4	11	9	0	7	5	1	2	2	5	9	18	6	5	6	10	0	6	5	5	7	10	5	0	
環境・衛生	計 35法律 (都道府県平均約8法律)	10	4	18	8	16	6	5	13	6	4	18	6	5	10	8	8	4	4	8	9	7	13	6	11	8	5	3	8	3	4	4	3	16	20	12	9	5	10	6	5	10	9	11	8	6	12	1
産業	計 45法律 (都道府県平均約6法律)	13	7	13	13	7	1	1	6	9	2	6	2	0	6	14	3	0	2	3	3	6	24	6	1	4	1	7	6	0	0	4	5	8	13	4	5	4	6	0	0	9	14	7	2	12	6	1
生活・安全	計 20法律 (都道府県平均約4法律)	7	5	8	10	5	5	0	4	7	4	7	3	2	6	8	4	2	4	7	2	7	9	5	0	5	0	6	9	0	1	2	4	13	6	4	6	4	8	2	1	2	7	2	4	2	0	
その他	計 24法律 (都道府県平均約4法律)	10	4	8	4	6	3	5	3	5	7	5	4	12	4	9	4	1	3	5	3	5	7	5	3	5	3	7	3	1	2	2	6	4	5	3	4	1	3	6	4	5	3	3	5	1		
合計	201法律 (都道府県平均 約40法律)	68	35	73	55	58	23	34	35	46	25	68	34	44	52	65	36	11	33	35	39	46	86	35	31	40	15	37	43	11	14	23	31	62	77	48	41	26	51	10	17	42	49	40	34	38	39	4

【出典】平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会 第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～ 別紙1参考資料 抜粋

※ 事務処理特例制度 … 都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度(地方自治法第252条の17の2等)